

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 4 年度
計画更新年度	<u>平成 2 6 年度</u> <u>平成 2 9 年度</u>
計画変更年度	<u>令和元年度</u>
計画主体	北秋田市

北秋田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署 秋田県北秋田市産業部農林課
所在地 秋田県北秋田市花園町 15 番 1 号
電話番号 0186-62-5517
FAX 番号 0186-62-5551
メールアドレス forest@city.kitaakita.akita.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、 <u>ニホンザル</u>
計画期間	平成30年度～ <u>令和2年度</u>
対象地域	秋田県北秋田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

平成29年度

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
ツキノワグマ	水稻	0.166	214
	野菜	0.130	1,060
	果樹類	0.065	169
	畜産	0.617	304
	林産	0.020	5
	養蜂	0.000	54
	小計	0.998	1,806
イノシシ	野菜	0.006	6
	小計	0.006	6
ニホンジカ	水稻	0.0035	4
	小計	0.0035	4
カラス類	畜産	0	769
	小計	0	769
<u>ニホンザル</u>	<u>被害無し</u>		
合計		1.0075	2,585

(2) 被害の傾向

○ツキノワグマ

北秋田市は秋田県内でも有数のツキノワグマ生息地であるが、これまで阿仁川米代川合流域の大規模農地を中心とする北部には生息情報がほとんどなく、また南部に点在する中山間集落においても農地ならびに薪炭林の利用等により、ツキノワグマと住民の地理的な棲み分けがなされてきた。

しかしながら、過疎高齢化、エネルギー改革等による山林利用の減少や遊休農地の増加によって、現在では北秋田市全域で目撃されている。特に、これまでくり・すもも等に限定されていた被害作物のほかに米やりんご等の果樹類の被害が常在化する傾向にある等、被害の質的变化も問題化している。

また、親子連れの目撃や夕暮れや明け方だけでなく、昼間の目撃情報も増加しており、北秋田市管内におけるツキノワグマの常在地拡大の可能性が考えられている。特に空港・公園（北欧の杜等）・学校等公共の場での目撃が増加しているだけでなく、民家付近での目撃も増加していることから、今後不特定多数の人的被害の発生が懸念されている。

なお、ツキノワグマの農地への出没は好物であるブナの実の結実状況に左右される傾向がある。秋田県内でブナの実が凶作であった平成29年度はツキノワグマの出没は多く、被害額も増加した。今後数年はブナの実の不作が続く可能性が高く、それに伴いツキノワグマの人里及び農業地への出没の増加が懸念される。

○イノシシ

当市では生息していないとされていたイノシシだが、平成29年に目撃情報及び農作物の被害が確認された。被害自体はわずかだが、全県的に目撃情報が増加しており、農作物被害の増加が懸念される。

○ニホンジカ

当市では生息していないとされていたニホンジカだが、ここ数年、目撃情報及び農作物の被害が確認された。被害自体はわずかだが、全県的に目撃情報が増加しており、農作物被害の増加や林業被害が懸念される。

○カラス類

市内では農地や牧場で被害が発生している。

個体数の把握ができず、管理が難しい。

○ニホンザル

直接的な被害は確認されていないが人里周辺での目撃情報があることから、今後農作物被害や人身被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

※5%軽減を目標

指標 (ツキノワグマ)	現状値 (平成29年度)		目標値 (令和2年度)	
	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
水稲	0.166	214	0.158	203
野菜	0.130	1,060	0.124	1,007
果樹類	0.065	169	0.062	161
畜産	0.617	304	0.586	289
林産	0.020	5	0.019	4.8
養蜂	0.000	54	0.000	51
計	0.998	1,806	0.949	1,716

※5%軽減を目標

指標 (イノシシ)	現状値 (平成29年度)		目標値 (令和2年度)	
	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
野菜	0.006	6	0.0057	5.7
計	0.006	6	0.0057	5.7

※5%軽減を目標

指標 (ニホンジカ)	現状値 (平成29年度)		目標値 (令和2年度)	
	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
水稲	0.0035	4	0.0033	3.8
計	0.0035	4	0.0033	3.8

※5%軽減を目標

指標 (カラス類)	現状値 (平成29年度)		目標値 (令和2年度)	
	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
畜産	0	769	0	731
計	0	769	0	731

指標 (ニホンザル)	現状値 (令和元年度)		目標値 (令和2年度)	
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
	被害無し		未然防止	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動	農業被害発生時及び人身被害が想定される場合に、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲を実施しているが、実施隊員の高齢化による担い手不足が深刻化している。
	鳥獣被害対策実施隊による緩衝帯整備	農地や学校施設等周辺の草刈りを行うことにより、見通しが良くなり、人身被害の未然防止には一定の効果があったと思われるが、農作物被害を完全に防ぐ手段にはなっていない。
	爆音機やラジオによる追払い	農家で自主的に爆音機やラジオを使い、音による追払いを行っているが、すぐ慣れてしまうため、効果はいまひとつである。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置	農家で自主的に防護柵を設置しているが、網を破られる、柵を倒される等により侵入を許しており、熊に対する防護としては不十分である。
	電気柵の設置	養鶏農家や果樹農家などが市の補助金を活用したり、自主的に電気柵を設置したりしている例があるが、区域全体に設置するのは難しく、未設置区域で被害が出ている。

(5) 今後の取組方針

■ 捕獲等による取組方針

【緊急措置】

- ・ 農業被害の発生、人家周辺での目撃情報等緊急の対応が求められる場合には、迅速な有害個体の捕獲を行い、農業被害軽減・人身被害未然防止に努める。

【予防措置】

- ・ 第4次秋田県ツキノワグマ管理計画及び第1次秋田県イノシシ管理計画、第1次秋田県ニホンジカ管理計画に基づき、必要に応じて個体数調整捕獲を実施する。
- ・ 第4次秋田県ニホンザル管理計画に基づき、必要に応じて捕獲を伴う個体群管理を実施する。
- ・ あらかじめ捕獲体制を整備し、捕獲従事者の確保、育成に努める。
- ・ 少人数でも設置可能な箱わなの導入を進める。
- ・ イノシシやニホンジカ用の箱わなの導入を進める。

■ 捕獲以外による取組方針

【緊急措置】

- ・ 人家周辺での出没・目撃情報があった際には、各種広報手段により地域住民への情報提供を行う。

【予防措置】

- ・ 秋田県によるブナの豊凶予測等に基づいた「ツキノワグマ出没注意報」発令に際し、地域住民への被害防止対策等の啓発を行う。
- ・ 第4次秋田県ツキノワグマ管理計画に基づいた個体数調査を行うことによって、ツキノワグマの生息状況の把握に努める。
- ・ 行政、警察、猟友会等による地域自主防衛体制の組織化と被害実態の情報収集に努めるとともに、飼養施設を活用した遭遇対応演習等、初動隊員、職員等の人材のスキル向上を検討する。
- ・ 遊休農地・里山整備等による緩衝帯の設置や電気柵の設置など、被害防止に寄与する環境整備を推進する。
- ・ 研修会への参加等による知識及び捕獲技術の習得に努める。
- ・ 対象鳥獣を放置農作物等によって誘引することのないよう、除去についても周知する。
- ・ 対象鳥獣の出没状況を勘案し、轟音玉等による追い払いを実施する

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 緊急時に迅速な自主防衛体制を確保するため、行政・警察・猟友会による連絡体制（口頭許可スキーム）を構築し、被害・出没状況の詳細情報収集・共有に努める。
- ・ 市、農林業団体、猟友会、有識者等により鳥獣被害対策を協議、合意形成を図る。
- ・ 市職員、猟友会員等からなる鳥獣被害対策実施隊による、集落点検、緩衝帯の設置、有害捕獲等を行う。
- ・ 捕殺を伴わない捕獲に対して、飼養施設・専門家・研究機関等（クマ牧場、クマ牧場利用研究機関【北海道大学、東京農工大学等】、阿仁ツキノワグマ研究所、獣医師等）による協力体制を構築する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H30 ～ R2	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カラス類 <u>ニホンザル</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害多発地区における、情報の収集と被害発生後の速やかな捕獲を行う。 ・ 第4次秋田県ツキノワグマ管理計画及び第1次秋田県イノシシ管理計画、第1次秋田県ニホンジカ管理計画、<u>第4次秋田県ニホンザル管理計画</u>に基づいた個体数調査並びに必要なに応じて個体数、<u>個体群</u>調整捕獲を行う。 ・ 講習会等による、既存狩猟者の質の向上ならびに新規狩猟者の育成を行う。 ・ 捕殺ができない場合に備え、捕獲個体の飼養施設への収容を想定した技術・機材（麻酔銃・薬）等の整備ならびにツキノワグマの生態等の調査・啓発を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
「第4次秋田県ツキノワグマ管理計画」及び「第1次秋田県イノシシ管理計画」、「第1次秋田県ニホンジカ管理計画」、 <u>「第4次秋田県ニホンザル管理計画」</u> の方針に基づき、捕獲数を把握しながら、安全かつ効果的な方法により必要最小限の捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	H30年度	R元年度	R2年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カラス類 <u>ニホンザル</u>	「第4次秋田県ツキノワグマ管理計画」及び「第1次秋田県イノシシ管理計画」、「第1次秋田県ニホンジカ管理計画」、 <u>「第4次秋田県ニホンザル管理計画」</u> の個体数管理に基づく。 カラス類に関しては、被害農家団体からの依頼に基づく有害鳥獣捕獲を原則とし、被害の程度に応じた1回当たりの捕獲数を100羽までとし、乱獲を抑える。		

捕獲等の取組内容
第4次秋田県ツキノワグマ管理計画及び第1次秋田県イノシシ管理計画、第1次秋田県ニホンジカ管理計画、 <u>第4次ニホンザル管理計画</u> に基づき、個体数調査並びに必要なに応じて個体数、 <u>個体群</u> 調整捕獲を行う。また、農業被害発生時及び民家周辺での出没等人身被害が想定される場合は、速やかに有害個体の捕獲を実施する。なお、捕獲には銃器及び箱わなを使用する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
本計画の対象鳥獣は、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、 <u>ニホンザル</u> と比較的大型の獣類であり、捕獲活動において、わな又はライフル銃以外の猟銃での捕獲が困難な場合や被害が発生し続ける場合、長距離でも威力のあるライフル銃を使用した効率的な捕獲活動を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
北秋田市	ツキノワグマ (人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限る)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	H30年度	R元年度	R2年度
ツキノワグマ	なし	なし	なし
イノシシ	なし	なし	なし
ニホンジカ	なし	なし	なし
カラス類	なし	なし	なし
<u>ニホンザル</u>	<u>なし</u>	<u>なし</u>	<u>なし</u>

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
<u>H30</u> <u>～</u> <u>R 2</u>	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カラス類 <u>ニホンザル</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政・警察・猟友会によるパトロールを実施し被害・出没状況の詳細情報の収集・共有を図る。 ・「ツキノワグマ出没注意報」「イノシシ出没注意報」発令ならびに目撃情報発生時を基本に、地域住民との連携を図りながら被害防止対策に係る啓発活動を実施する。 ・第4次秋田県ツキノワグマ管理計画に基づく個体数調査を実施する。 ・草刈り等の遊休農地管理、枝打ち・間伐等の里山管理による緩衝地帯の設置を行う。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
北秋田市	被害防止・鳥獣捕獲等の実施主体であるとともに、関係機関の連携・調整を図る。
北秋田警察署	目撃情報・人身被害等に関する情報提供や広報活動等を行う。
北秋田市猟友会	有害鳥獣捕獲許可に基づいた対象鳥獣の捕獲を行う。
鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲許可に基づいた対象鳥獣の捕獲及び被害防止策を適切に実施する。
秋田県北秋田地域振興局	県保護管理計画実施者として提言・助言及び有害鳥獣捕獲許可を行う。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕殺処分した個体は自家処理を基本とし、やむを得ず野外に残置しなければならないときは、埋却する等適切に処理する。 ・ 病変、寄生虫等がある場合は、研究機関への検査を依頼するとともに、必要に応じて自家処理等の際の注意事項を伝達する。 ・ 必要に応じて、生理、生態、遺伝的情報の蓄積に要する検体資料の収集、保存、学術研究への提供を行う。 ・ 捕獲個体の捕殺が適当でない場合は、飼養施設への収容を行う。
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

<p>捕獲した主な対象鳥獣はツキノワグマであり、捕獲数が不安定で食品等として流通するのは困難である。今後、繁殖力の高い対象鳥獣の捕獲が増加するようであれば、その利用等について検討する。</p>
--

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	北秋田市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
北秋田市 (農林課、総務課、 生活課、教育委員会)	被害防止・鳥獣捕獲等の実施主体であるとともに、協議会事務局(産業部農林課)として各組織の連携・調整を図る。
北秋田警察署	目撃情報・人身被害等に関する情報提供・提言・助言を行う。
北秋田市猟友会	鳥獣捕獲・個体数調査等の従事者として提言・助言を行う。
<u>JA秋田たかのす</u>	農業者組織団体として提言・助言を行う。
大館北秋田森林組合	民有林施業管理団体として提言・助言を行う。
秋田県北秋田地域振興局	捕獲許認可ならびに県保護管理計画実施者として提言・助言を行う。
米代東部森林管理署	国有林施業管理者として提言・助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北秋田市阿仁熊牧場	市立飼養施設として、捕殺できない場合の収容、捕獲に関する技術習得ならびに生態・生理情報の発信を行う。
熊牧場並びに周辺地域利用研究機関（北海道大学・東京農工大学東北文化研究センター等）	上記熊牧場並びに周辺地域において研究を行う研究機関として、生理学・民俗学等研究成果の提供・助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・市職員、猟友会員等からなる鳥獣被害対策実施隊による、集落点検、緩衝帯の設置、有害捕獲等を行う。
- ・鳥獣被害対策実施隊のうち、対象鳥獣捕獲員は北秋田市猟友会員の中から、第4次秋田県ツキノワグマ管理計画及び第1次秋田県イノシシ管理計画、第1次秋田県ニホンジカ管理計画、第4次ニホンザル管理計画に基づく個体数調査並びに個体数、個体群調整捕獲に従事する等対象鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に行うことができる者により組織する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・その他管内における生息調査等を実施する機関・団体がある場合は、連携・情報共有に努める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

第4次秋田県ツキノワグマ管理計画及び第1次秋田県イノシシ管理計画、第1次秋田県ニホンジカ管理計画、第4次ニホンザル管理計画に基づく個体数調査・事前調整捕獲に従事する者について、北秋田市鳥獣被害防止計画に明確に位置づけることにより、生息情報等の共有を図り広域的な被害防止策に寄与するものとする。また同保護管理計画に基づき、猟友会が県から委託される事業については新たな報酬・費用弁償は発生しない。